

マイナポイント第2弾に関するお知らせ

すでに開始済みのマイナンバーカード新規取得者に対する5,000円相当のポイントに加えて、マイナンバーカードの健康保険証利用申込者と公金受取口座の登録者に対するマイナポイントの付与が開始されました。令和4年9月末までにマイナンバーカードを申請し、健康保険証としての利用登録を行った方に7,500円相当のポイント、公金受取口座の登録を行った方に7,500円相当のポイントが付与されます。すでに保険証利用・口座の登録を行っている方もポイント受け取りには再度手続きが必要で、対応スマートフォンなどがあれば手続きができます。また、市役所本館1階マイナポイント予約申込支援コーナーでも平日午前8時30分～午後5時15分までの間、手続きができます。

【お持ちいただくもの】

- マイナンバーカード
- 利用者用電子証明書暗証番号(4桁の暗証番号)
- マイナポイントを申し込むキャッシュレス決済(QRコード決済・クレジットカードなど)
- (口座登録をする場合)登録する口座情報がわかるもの(マイナンバーカード所有者本人の通帳・キャッシュカードなど)

●問い合わせ 商工観光課 ☎22-2226 FAX22-2237

8月・9月・10月のがん集団検診のお知らせ

●検診の受付時間は、それぞれ異なりますので、申し込みの際に必ず確認してください。

●1日に受けられる人数に限りがありますので、定数に達した時点で締め切ります。

個別検診（医療機関）で受診可能な検診は、個別検診での受診を優先してください。

日 程		検診項目 場 所	胃	大腸	(※) 腹部 エコー	乳	前立腺	肝炎	ピロリ	(★) 特定 健診	骨	肺
月	日											
8月 19日	金	午前	森山公民館									●
		上浦公民館										●
		午後	市役所(東館)									●
8月 29日	月	午前	鴨島公民館	●	●	●						●
9月 2日	金	午前	ふるさとセンター(美郷)	●	●	●	●	●	●	●		●
9月 12日	月	午前	知恵島公民館									●
		川島公民館										●
		午後	山瀬公民館									●
9月 16日	金	午前	鴨島公民館	●	●	●						●
9月 26日	月	午前	川島老人福祉センター									●
		西麻植公民館										●
		午後	西福寺(山川町)									●
10月 1日	土	午前	市役所(東館)	●	●	●	●	●	●	●	●	●
10月 20日	木	午前	牛島体育館									●
		飯尾敷地公民館 飯尾敷地コミュニティーセンター										●
		午後	ふるさとセンター(美郷)									●
10月 26日	水	午前	旧東山小学校									●
10月 26日	水	午前	川島公民館	●	●	●	●	●	●	●	●	●

(※) 腹部エコー検査は定数に達したため、申し込みを締め切りました。

(★) がん検診（集団）と同日の特定健診実施日

がん検診等の詳細については、広報よしのがわ4月号、市ホームページまたは『令和4年度がん検診等のお知らせ（保存版）』をご覧ください。

●問い合わせ・申し込み 健康推進課 ☎22-2268 FAX22-2245

[冷蔵庫] 設定温度を「強」から「中」に変える。

教えて!! /



吉野川市第2次人権施策推進計画



子どもの人権

子どもの人権を守るために、1989（平元）年の国連総会で「子どもの権利条約」が採択され、子どもの利益を守り健やかな発達と子ども独自の権利を擁護することが国際合意となり、日本においても1994（平6）年に批准されました。

しかし、親の養育放棄による衰弱死や、いじめや体罰による児童・生徒の自殺など、子どもを取り巻く環境はますます厳しいものとなっており、マスコミによる事件報道などにより深刻な社会問題として認識されるようになりました。

少子高齢化や核家族化の進行、地域における人のつながりの希薄化などが進む中で、子どもを巡る環境は著しく変化しています。児童虐待が深刻化するほか、インターネットを悪用した犯罪の被害やSNSを介したいじめ、性犯罪の被害など、子どもの健全な成長や安全が脅かされる問題も多く見受けられます。

こうした状況の中、学校や家庭での悩みを誰にも話すことができず、一人で抱え込んでしまう子どもたちも少なくありません。子どもの人権を守るために、多様化する子どもに関する問題の背景をしっかりと捉え、社会全体が一体となって解決に取り組んでいくことが大切です。

また、2008（平20）年頃には日本の子どもの貧困問題が認識されるようになり、2014（平26）年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策法）」が施行され、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備し、教育の機会均等を図るための取り組みが行われているところです。

行政はもとより、家庭、地域、関係機関などさまざまな社会の担い手が、子どもたち一人一人の人格を尊重し、健やかな成長に向けて支援していくとともに、大人の人権意識の向上のための人権教育・啓発を進めていく必要があります。

第3回 人権の花咲くまちクイズ



問題 次の電話番号を答えてください。

殴る、蹴る、叩く、子どもへの性的行為、食事を与えない、ひどく不潔にする、言葉による脅しなど虐待かと思った時に、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の3桁の電話番号（通話料無料）は。

●正解者の中から抽選で5名の方に、記念品を進呈します。

・応募方法：はがき、メール、ファックスのいずれかに、郵便番号、住所、氏名、電話番号とクイズの答えを記入の上、人権課まで送付してください。

・応募先：〒776-8611 吉野川市人権課あて

・締切日：8月9日(火)（消印有効） E-mail：jinken@yoshinogawa.i-tokushima.jp

第1回 部落差別の解消の推進に関する法律
(部落差別解消推進法)
クイズの解答

第2回 水平社宣言
クイズの解答

●問い合わせ 人権課 ☎22-2229 FAX22-2260

[空調] 無理のない範囲でエアコンを消し、扇風機を使用する。